

平成25年東京都内建設工事死亡災害事例

建設業労働災害防止協会東京支部

| No. | 月 | 業種 | 職種 | 年齢 | 経験 | 発生状況 | 事故の型 | 起因物 |
|-----|----|---------------|-------------|------|----------------|--|----------------|-------|
| 1 | 1月 | 建築工事業 | 土工 | 10歳代 | 1年以上 5年未満 | 集合住宅新築工事の外構工事において、ドラグショベル(0.1m ³)使用により既存U字溝の撤去作業中、U字溝をアームに玉掛けし、地上に引きずり出そうとしたところ、ドラグショベルが転倒し、補助作業を行っていた被災者がアームと地面との間に挟まれた。同日、搬送先の病院で死亡が確認されたもの。 | はさまれ・ 巻き込まれ | 掘削用機械 |
| 2 | 1月 | その他の建設業 | 作業員・ 技能者 | 40歳代 | 1年未満 | 焼却炉に設置した廃熱ボイラーの水管に付着した灰をサンドブラストで取り除く作業にて、労働者1名が炉内から外に出るために足場を移動していたところ、足場昇降用のタラップの開口から約3m下に墜落し、下部に設置された灰を搬出するためのスクリーコンベアに巻き込まれ死亡したものの。 | 墜落・転落 | 足場 |
| 3 | 1月 | 木造家屋 建築工事業 | 板金工 | 60歳代 | 50年以上 | 木造家屋の雨どい等部材の取り付け作業に際して、2階屋根の端部(高さ約5.5m)から墜落したものの。 | 墜落・転落 | 屋根 |
| 4 | 2月 | その他の建設業 | 電工 | 30歳代 | 1年以上 5年未満 | 鉄道踏切付近で、ATC装置新設のため不要になったケーブルを撤去する工事において、通過電車が進入し、退避が遅れた被災者が当該電車に接触し、被災したものの。 | 交通事故 | 鉄道車両 |
| 5 | 5月 | 建築工事業 | 作業員・ 技能者 | 60歳代 | 30年以上 35年未満 | 建設工事現場において、型枠支保工として使用するパイプサポート32本を現場に設置しているタワークレーンで1階部分から上部作業場所まで吊り上げたところ、高さ15m位の位置で、17本分の内管が抜けて落下し、付近を通行していた被災者を直撃したものの。 | 飛来・落下 | 荷 |
| 6 | 5月 | 上下水道工 事業 | トンネル 作業員 | 30歳代 | 1年未満 | 既設水路と下水本管を接続するための直径800mmの鋼管の中で、鋼管推進作業中に遭遇した地中障害物の探針を行っていたところ、意識を失い、その後救出され病院に搬送されたが、死亡したものの。(死因は急性硫化水素中毒) | 有害物等との 接触 | 異常環境等 |
| 7 | 6月 | 建築設備工 事業 | 電工 | 20歳代 | 1年未満 | 既存建物内の設備用の電源ケーブルを敷設するため、電源ケーブルを1階から設備のある1階に降ろしていたところ、1階天井(階高7m)付近に電線の先端が達したときに、ケーブル全体の重みにより1階部分に設置していたケーブルドラムが移動して、被災者に激突したものの。 | 飛来・落下 | 送配電線等 |
| 8 | 6月 | その他の建設工 事業 | とび工 | 10歳代 | 1年以上 5年未満 | 新築建設工事現場に向かうため、一次下請事業場に集合したのちにワンボックスカーに6名が乗車して、東北自動車道を走行中、右後輪が破裂したはずみに、高速道路左脇の支柱に衝突したものの。 | 交通事故 (道路) | 乗用車等 |
| 9 | 6月 | その他の建設工 事業 | 左官 | 60歳代 | 45年以上 50年未満 | 地上11階建て建物の新築工事において、可搬式作業台(高さ1.8m)を使用して2階躯体の下り壁の補修作業を行っていたところ、バランスを崩し可搬式作業台に倒れ、コンクリート床面に墜落したものの。 | 墜落・転落 | はしご等 |
| 10 | 6月 | その他の建設工 事業 | 建設工 | 40歳代 | 1年以上 5年未満 | 被災者は、高さ2.4mの脚立を用いて、高さ1.7mの踏板部分に乗り、高さ3.3mの天井付近に固定されていた排水パイプを切断し、取り外す作業中に、固定されていた金具から取り外した排水パイプを床面に降ろすため、踏板を一段おりた際に足を踏み外し、この排水パイプを抱きかかえるような姿勢で約1.4m墜落したものの。 | 墜落・転落 | はしご等 |

| No | 月 | 業種 | 職種 | 年齢 | 経験 | 発生状況 | 事故の型 | 起因物 |
|----------|-----|--------------------|------|-------------------|------------------------------------|--|----------|-----------|
| 11 | 6月 | 建築工事業 | 型枠大工 | 50歳代 | 20年以上 25年未満 | クライミングクレーン（吊り上げ荷重1.06t）により型枠パネル（約300kg）の吊上げ作業をしていたところ、当該クレーンのジブが折れ曲がった際、吊荷が降下し、吊荷の下敷きとなった労働者1名が死亡、1名が負傷したものの。 | 崩壊・倒壊 | クレーン |
| 12 | 7月 | 建築工事業 | 設備工 | 20歳代 | 1年以上 5年未満 | 新築建物内に設置するエスカレーターの調整のため、被災者は地下2階部分のエスカレーター乗降口付近で内部の作業を行っていた。当該エスカレーターは、調整作業のため踏み段が5枚取り外されており、被災労働者はその部分からエスカレーター内部（深さ最大85cm）に転落し、作動していた当該エスカレーターに身体を巻き込まれ死亡したものの。 | 墜落・転落 | その他の動力運搬機 |
| 13 14 | 7月 | その他の土木工事業 | 解体工 | 20歳代 ・ 30歳代 | 1年以上 5年未満 ・ 5年以上 10年未満 | 被災者は解体中のアパートの1室において、昼食時、台所付近に置いた可搬式の発電機（燃料：ガソリン）にエアコンを接続し、エアコンを稼働させ、休息していた。午後4時頃、下請の労働者が排気ガスのような臭いのする同室内において、横たわっている被災者らを発見し、病院に搬送したが、死亡が確認された。室内は玄関ドアも窓もすべて閉められ、密閉状態だったことから、被災者らは発電機から発生した一酸化炭素による中毒で、死亡したものと推測される。 | 有害物等との接触 | 有害物等との接触 |
| 15 | 9月 | その他の建築工事業 | とび工 | 20歳代 | 1年以上 5年未満 | 被災者は、東面・南面の枠組足場（600枠）11層目を組立てるため、ウインチで荷揚げされた足場材の運搬と組立て作業を行っていた。運搬のため足場（作業床幅50cm）を往来していたところ、壁つなぎ用アンカーの打設作業を行っていた作業者の背後を通過しようとした際に、足場から墜落・転落したものの（墜落高さ19m）。 | 墜落・転落 | 足場 |
| 16 | 9月 | その他の建設工事業 | 防水工 | 20歳代 | 5年以上 10年未満 | 被災者3名は横浜市にある事業場へ集合し、トラック（社用車）で世田谷区にある現場へ向かう途中の有料道路において、左カーブを走行中、道路左側にあるガードレールに衝突し、運転手が車外へ投げ出されて死亡し、残り2名は負傷した。 | 交通事故（道路） | トラック |
| 17 | 9月 | その他の建設工事業 | 防水工 | 40歳代 | 5年以上 10年未満 | 屋根の上での防水工事において、雨漏のする箇所を探していたところ、足下の明かり取り（建物内に日光を取り入れるために屋根に取り付けられた透明な板）を踏み抜き、約5mの高さから墜落したものの。 | 墜落・転落 | 屋根 |
| 18 | 10月 | 建築設備工事業 | とび工 | 10歳代 | 1年以上 5年未満 | マンション改修工事において、外部足場解体作業中に、被災者は足場の9段目（高さ約14m）で、10段目にいた2名の作業者が足場板の隙間から降ろした下さんの受け取り作業を行っていたが、作業の過程で地上部分へ墜落したものの。 | 墜落・転落 | 足場 |
| 19 | 10月 | 鉄骨鉄筋コンクリート造家屋建築工事業 | 解体工 | 50歳代 | 30年以上 35年未満 | ビル解体工事現場において、6階床部分で什器類を床に開けられた「ダメ穴」から1階部分に落とす作業中にダメ穴から約13.6m下の1階部分まで墜落したものの。 | 墜落・転落 | 開口部 |
| 20 21 | 10月 | 鉄骨鉄筋コンクリート造家屋建築工事業 | 型枠大工 | 40歳代 ・ 60歳代 | 20年以上 25年未満 ・ 35年以上 | 江戸川区の建設現場に向かうため、職長宅に集合後、乗用車にて現場に移動中、運転手が居眠りをしてしまいセンターラインを越え、対向車に衝突したものの。運転手及び同乗者2名が被災したものの。（運転手休業10日・同乗者2名死亡） | 交通事故（道路） | 乗用車 |

| No. | 月 | 業種 | 職種 | 年齢 | 経験 | 発生状況 | 事故の型 | 起因物 |
|-----|-----|--------------------|---------|------|----------------|---|-------|---------|
| 22 | 11月 | 鉄骨鉄筋コンクリート造家屋建築工事業 | 作業員・技能者 | 50歳代 | 20年以上 25年未満 | 建築現場において移動式クレーンを使用し、荷（押出成形セメント板）を地上から6階まで揚重中、高さ約20mの位置において、荷が玉掛用具から外れて落下し、地上で玉掛けを行っていた被災者の頭部に当たり、病院に搬送されたが、死亡したもの。*荷：長さ2.5m、幅60cmの板8枚、重量約780kg。玉掛用具：バランサーと呼ばれる荷取り治具にナイロンスリングを取付たもの。 | 飛来・落下 | 移動式クレーン |
| 23 | 11月 | 鉄骨鉄筋コンクリート造家屋建築工事業 | とび工 | 30歳代 | 10年以上 15年未満 | マンション大規模修繕工事において、外部足場（枠組足場）の解体作業中の鳶工が、当該足場の11層目の布板を取り外した後、10層目床から17.2m下の植栽へ墜落し、死亡したもの。原因はバランスを崩して墜落したものと推定される。安全帯は着用していたが、使用していなかった。 | 墜落・転落 | 足場 |
| 24 | 12月 | その他の建築工事業 | はつり工 | 50歳代 | 15年以上 20年未満 | 既存のブロック塀の解体作業中、ブロック塀が倒れ、倒れたブロック塀と隣地建物の外壁との間に身体を挟まれたもの。 | 崩壊・倒壊 | 建築物・構築物 |
| 25 | 12月 | 鉄骨鉄筋コンクリート造家屋建築工事業 | 大工 | 60歳代 | 20年以上 25年未満 | 軽量鉄骨造2階建新築工事において、室内階段の養生をしていたベニヤ板のテープを剥ぐ作業中に転落したもの。 | 転倒 | 階段・さん橋 |
| 26 | 12月 | その他の建築工事業 | 内装工 | 60歳代 | 40年以上 | イベント用の仮設舞台の設置に伴い、クロスを貼る仕上げ作業を行うため、右手に折りたたんだクロスを持って脚立に登り、体の向きを変えようとしたところ、脚立がぐらつき、バランスを崩して墜落したもの。（12尺脚立使用） | 墜落・転落 | はしご等 |